



ユニオンネット埼玉

## 1・30 対厚・労省要請行動に 16 名参加！

— 派遣労働法の抜本改正、非正規労働者の人権保障要求 —



対厚・労省への要請交渉、労働派遣法の抜本改正、非正規労働者の人権保障の要請を行う

1月30日、13時30分より、新社会党の呼びかけで、対厚生労働省交渉が行なわれました。

交渉の目的は、「労働派遣法の抜本改正要求と非正規労働者の人権保障を求める」ことが大きな目この交渉に、ユニオンネット埼玉をはじめ、新社会党本部から栗原委員長はじめ、原副委員、加藤護士）副委員長、松枝書記長ほか12名が参加しました。ユニオン関係では、ユニオネットお互いさま・神奈川ユニオン・市原地苦労・ユニオネット・埼玉の各代表も参加し、話し合いがもたれました。

厚・労省側から、20代の男女5名係員と係長1名が対応してくれました。この席をセッティングしてくれたのは、沖縄選出の系数参議院議員のご紹介で、秘書の宮田さんが行なってくれました。

今回は、さらに悪化が予想され日本経済の動向から判断し、今国会に提出された「労働派遣法の」の抜本改正等について、8項目からなる要望書を提出し、厚・労省の公式回答を聞くことができました。要望書の内容は次のとおりです。

要望書 09・1・30

1. 解雇制限法により正規・非正規雇用労働者の解雇規制を明確にする。
    - ①「解雇権濫用」の具体化として、整理解雇の4要件を明記すること。
    - ②労働基準法から移行した労働契約法16条を労働基準法に戻すこと。
    - ③同一企業で継続6ヶ月、断続1年以上勤務した労働者を、期間の定めのない雇用関係として明記すること。
- （裏に続く）

2. 労働者派遣法を廃止すること。

当面以下の改善を図ること。

- ①雇用は直接雇用を原則とし、製造業派遣禁止など派遣対象業種を限定すること。
- ②日雇い派遣、登録型派遣を禁止すること。
- ③派遣先企業の使用者責任を明確にし、派遣期間満了時に正社員としての採用を義務づける。
- ④労働派遣法の厳格な運用と違反した企業への罰則を強化すること。
- ⑤派遣先労働者との同一待遇を義務化すること。
- ⑥労働者派遣導入にあたり、労働組合等労働者側の関与を義務化すること。

3. 最低賃金に関して、憲法25条に基づいて決定すること。これに違反した企業へ刑事罰を適用し罰すること。

4. 雇用保険制度の抜本改善、再就職のあっせんについて。

- ①雇用保険の必要加入期間を6ヶ月に戻すこと。
- ②特定受給資格者については全ての労働者に拡張適用すること。
- ③雇用保険の失業給付期間を、最長2年に延長すること。
- ④新卒(内定者を含む)未就労者、長期失業者へ雇用保険制度を援用し、職業訓練の実施、教育訓練給付の適用対象者とする。若年者の雇用促進のための法整備を行なう。
- ⑤国は、失業者の救済を目的に

失対事業を行なうこと。

5. 雇用と雇用の安定は国民生活の安定の基盤であり、雇用・労働相談から職業紹介、法違反監視まで、労働保護行政の充実を図ること。

6. 雇用と生活は一体のものであり、健康保険・年金など被雇用者保険制度の抜本的改善を図ること。

7. 自治体の行なう雇用・住宅対策や生活支援事業に対し、地方交付税増額で支援すること。

8. JR1047名不当解雇問題については、事件発生から23年を迎え、その解決は喫緊の課題となっている。国家的不当労働行為によって首切り自由の社会風潮を拵げたことを反省し、速やかに「雇用・年金・解決金」の統一要求を実現すること。

以上、要望書の中で、6・7・8項目は、担当外の問題であると回答はされませんでした。加藤副委員長から8項目については、強く要請しました。

厚・労省担当係員は、派遣切りについて、「派遣を望む人と望まない人もおり、望む人には派遣元の雇用条件の指導を行い。望まない人には、常用化になってもらう。そして正社員にという道筋が必要。登録型派遣280万人の内どれだけの割合なのか、厚・労省では把握していないと言う。大和総研予想では、6月まで160万人の解雇者が出るとしているすでに、失業率4.4%、303万人と発表されている。